

2024年（令和6年）9月25日

最高裁判所長官 今崎 幸彦 殿
法務大臣 小泉 龍司 殿

大阪弁護士会
会長 大砂 裕幸

証言・供述の記録のあり方についての意見書

第1 意見の趣旨

裁判における証言・供述（以下、証言等という）の記録は、公正な裁判、適正な審理、正確な事実認定を確保するために極めて重要である。

最高裁判所は1998年（平成10年）に速記官の養成と新規採用を停止し、録音反訳による記録方式の活用を始めた。また、最高裁判所は、裁判員裁判の実施に合わせて自動音声認識システムの開発に着手したが、実用化に至っていない。

世界のかなりの国では、速記官あるいは法廷速記者によるリアルタイム（即時）速記が実施されている。現状においては、裁判の特質を踏まえると証言等の記録はリアルタイム速記が最善のものとして評価され、今後、日本の裁判においても、裁判のIT化に即したものとして、リアルタイム速記の活用が求められると考えられる。

証言等の記録方式について最適な方式の検討は、裁判所だけで行うのではなく、裁判制度の利用者である弁護士、検察官、国民も一緒に検討していく必要がある。また、検討にあたっては従前の速記官制度の検証も必要であり、百数十名となった速記官が在職している今、行う必要がある。

よって、当会は、最高裁判所及び法務省に対し、次のとおり要請する。

1 現状の課題の公表

最高裁判所に対して、速記、録音反訳調書、自動音声認識システム、書記官による要領調書について、それぞれの現状（件数、費用など）と課題を公表するように要請する。

2 自動音声認識システムの検証

最高裁判所は、裁判員裁判における自動音声認識システムの運用を2024年（令和6年）10月31日で停止すると発表した。当該システムを検証し、今後の記録の方法を検討するため、最高裁判所に対して、これまでに要した費用、運用の結果、運用を終了する理由を明らかにするように要請する。

3 海外の状況の調査

最高裁判所と法務省には、諸外国の裁判における証言等の記録のあり方の現状について調査し、その結果を公表するように要請する。

4 継続協議の場の設定

最高裁判所と法務省には、裁判における証言等の記録のあり方について、弁護士、検察官、国民らと継続して協議する場を設けるように要請する。

第2 意見の理由

1 調査・検討の目的

当会は、2009年（平成21年）2月10日に「速記官の養成再開と増員になるまでの暫定的措置の検討を求める要請書」を最高裁判所に送付した。また、2011年（平成23年）3月3日には「裁判員裁判への速記官立会について（要望）」を大阪地方裁判所に送付している。

しかし、最高裁判所は、書記官による要領調書や録音反訳方式の採用を拡大しつつ、裁判員裁判において自動音声認識システムの開発を行ってきた。そこで、当会は、この間の状況を踏まえて、裁判における証言等の記録のあり方について次のとおり改めて調査検討した。この調査検討の結果から、上記第1の意見の趣旨に述べる各要請事項が必要となる。

2 調査・検討の結果

(1) 証言・供述の記録方法の経過と現状

ア 裁判所法60条の2 裁判所速記官制度と現状

裁判における証人の証言や当事者の供述を記録する方法として、かなりの国が速記官あるいは法廷速記者による速記の制度を設けている。日本も、1950年(昭和25年)に裁判所における速記官の養成を始め、1957年(昭和32年)に裁判所法(第60条の2)¹に速記官の規定を新設し、裁判所の職員である速記官が速記を行ってきた。

これは、速記官が立ち会って速記官の権限で速記録を作成し、書記官が速記録を引用して調書とするもので、「速記録」あるいは「逐語調書」といわれている。速記あるいは速記録という場合、狭義では、この速記官による速記録を意味する。

1998年(平成10年)から、後述の理由により速記官の新規採用は停止された。1997年(平成9年)は全国に合計852人の速記官が配置されていたが、2023年(令和5年)4月時点で合計139人となっている。地方裁判所本庁50庁のうち約20庁に速記官がいない。

大阪地方裁判所の配置人数は、1997年(平成9年)は84人であったが、2023年(令和5年)4月時点は14人である。

大阪地方裁判所では、民間業者による録音反訳と速記官による速記の方式の両方が使われている。大阪地方裁判所では、刑事の否認事件での証言等の記録は速記によるが、証言をその場で確認する必要がある裁判員裁判であっても、証言等の記録に速記は採用されていない。

イ 書記官による「要領調書」

事件により、速記による詳細な証言の記録を必要としないときは、書記官が自身の手控えや録音データなどから書記官自身が作成する「書記官調書」、いわゆる「要領調書」が作成されている。

ウ 速記官の採用・養成の停止と「録音反訳調書」の採用

最高裁判所は、1997年(平成9年)に速記官の養成停止と新規採用停止の方針を発表し、翌年度から速記官の養成・新規採用を停止した。

¹ 第60条の2(裁判所速記官) 各裁判所に裁判所速記官を置く。

②裁判所速記官は、裁判所の事件に関する速記及びこれに関する事務を掌る。

③裁判所速記官は、その職務を行うについては、裁判官の命令に従う。

代わりに、録音テープによる音声反訳を民間業者に委託する方式を採用することにした。これは、民間業者に録音データの文字起こし（録音反訳）を委託し、書記官は録音データを聞きながら業者が行った反訳書を校正して書記官調書を作成するもので、これが「録音反訳調書」といわれているものである。

エ 「自動音声認識システム」の導入と運用の停止

最高裁判所は、裁判員裁判の実施に伴い、法廷における証言等を音声により記録・確認する自動音声認識システムを導入したが、音声認識の程度（確度）が低く、2015年（平成27年）時点の認識率は約8割で、当初の目標には達しなかった。

そして、2022年（令和4年）7月、最高裁判所は2024年度（令和6年度）のリース契約の終了でもって音声認識システムの運用は停止することを表明し、2023年（令和5年）11月14日、運用停止時期を2024年（令和6年）10月31日にするとして発表した。2024年（令和6年）8月5日の最高裁判所の事務連絡によると、今後、検察官、弁護人の要請に基づき、裁判所の判断により、音声データを検察官、弁護人に提供し、音声データにより録音反訳を行うとしている。訴訟における自動音声認識システムの更なる開発等は進んでおらず、現在、実用化の目途は立っていない。

オ 外国の速記

アメリカ合衆国では、民間の速記者から、経験と資格のある人を法廷速記者として雇用するようである。録画、録音も一部の州で採用されたようであるが、データの紛失等の事故があったため法廷速記者を復活させたという。詳細が不明なので、正確な実情を調べる必要がある。

イギリスの裁判所にも電子速記タイプライターを使う法廷速記者が存在し、弁護士席のパソコンには速記の内容がリアルタイムで文字表示されるという。

カナダ、イタリア、フィンランド、ブラジル、韓国なども法廷速記者を置いているという。いずれも実情を調べる必要がある。

カ 国会の速記

国会では、戦前から、速記者が手書きで速記をしてきた。

国会の速記は、独特の符号を手書きする方法であり、裁判所における速記用タイプライターによる速記とは方法が異なる。手書きの速記技術は習得に時間がかかるという課題があった。衆議院は2004年（平成16年）に速記者の新規募集・採用を中止した。

参議院は2006年（平成18年）に速記者の養成所を閉鎖した。衆議院は最盛期に約200人の速記者がいたが、2022年（令和4年）時点では110人である。また、参議院の速記者は82人である（朝日新聞2022年11月25日記事、東京新聞2023年1月30日記事）。

衆議院は、自動音声認識システムも使用しており、2011年（平成23年）の認識率は8割台であったが、現在は93%になっているという。しかし、やじやコップの音などが入るとシステムは認識できないので、速記者が符号を使って速記をしている。

参議院は、2008年（平成20年）1月から原則として議場への速記者の配置をやめ、本会議と一部の委員会を除き、別室で映像・音声を視聴しながらパソコンにタイピング入力をしてきたが、2023年（令和5年）11月、議場への速記者の出場はすべて廃止することを決めた（毎日新聞デジタル記事2024年1月4日、産経新聞2024年1月9日記事）。

(2) それぞれの記録方式の検討

ア 速記官による記録

I 優れているとされる点

i 正確性

速記官は事前に記録を読み、事件の概要を念頭において速記する。また、証言等をその場で聞き、発言者の口元や表情を観察して記録する。同時発話による音の重なりや、聞こえるかどうかの小声での発言があったときなども確認し、記録することができる。

ii 客観性

裁判官の恣意的な指図が入る余地がない。

iii 迅速性

速記の場合、草稿は当日の夕方、遅くとも翌日にはできる。

iv 一覧性

文字情報であるので、一覧性がある。すなわち、音声認識システムによる録音データは聴覚を用いて時間に即して聞くしかないと、文字情報の場合、視覚の範囲内で映る多数の文字の認識によって短時間での大量の情報処理が可能であり、内容の分析、検討も迅速化される。

v リアルタイム表示ができる（利便性がある）

電子速記タイプライターを使用した場合、入力データはデジタルデータとして、即時に文字表示が可能である。裁判官、裁判員、弁護士、検察官が即座に証言内容を確認できる。

アメリカ合衆国の裁判所においても、その場で法廷速記者に証言内容を確認することが行われている。

II 最高裁判所が速記官の養成・新規採用を停止した理由

最高裁判所は1997年（平成9年）に速記官の養成の停止と新規採用の停止を決め、翌年から停止した。速記官の養成・新規採用の停止の理由は次のとおりであった。①速記用のタイプライター（当時は国内製造）の安定供給に不安がある、②人材確保が困難である、③職業病の問題（肩や腕などを痛める）、④録音反訳で対応できる（1997年〔平成9年〕3月27日参議院法務委員会における涌井紀夫最高裁判所総務局長の答弁）。

①と③の問題については次のとおり解消しているといえる。アメリカのステノグラフ社製の電子速記タイプライターが販売され、最高裁判所は、2019年（平成31年）以降、96台購入し、速記官は現在、電動の電子速記タイプライターを使用している。また、速記は1時間で交代しており、職業病の心配はないといわれている。

また、②の人材確保が困難であるとの点については、民間速記会社が存続しており、養成期間は2年といわれていたところ、現在は、より短期間での養成が可能といわれている。

III 速記官制度の課題

速記官制度について指摘されている課題の一つは、技術が必要で、養成が必要である点である。また、裁判所に配置される速記官については、人数が多い場合は速記録の作成を終えると手が空くことになり、逆に、少ない場合は立会いの要請が増えても対応できないという問題があるといわれている。

こうした課題に関しては、民間の速記者を対象にした試験と資格を設けたうえで、法廷速記者として委託する方式の適否も検討されるべきである。

イ 「録音反訳方式」(民間業者に録音の反訳を依頼し、書記官が点検後その名において作成)

I 録音反訳方式のメリットは、速記官方式の場合に指摘される問題がない点である。他方で、次のデメリットが指摘されている。

i 速記官に比べ、調書の完成までに時間を要する

録音反訳による調書ができるまで、1週間から数週間を要する。特別に急ぎでの作成を依頼した場合は3～4日でできるともいわれるが、録音データや資料の郵送日数、書記官の校正や裁判官の確認等を入れると1週間以内の閲覧・謄写は難しいともいわれる。

弁護士アンケート調査では、調書の作成日数についての弁護士の希望は、即時ないし翌日中が48.5%、3～4日以内が20.3%、1週間程度が27.2%であった(2019年(平成31年)裁判所速記官制度を守る会実施)。

ii 正確性で劣る

録音反訳は、録音される証言等の場に反訳者がいないため正確性で劣る。録音反訳は鮮明な発音でないと聞き分けられないことがある。速記官の速記の場合は事前に記録を検討したり弁護人などとも打ち合わせをしたりできるが、録音反訳では、それが十分でないので、同音異語の場合に反訳者が正確に判別できないことがある。

iii 判読困難なことがある

録音反訳は、言い間違いなども省略されずにそのまま出るため文章として読みにくいことがある。リアルタイム速記では裁判官や速記官からの法廷でのその場での確認を経ることが可能であり、正しい発言だけが残り一読了解なものとなる。

iv 録音に関する事故がある

書記官の電源の入れ忘れが多数報告され、他に、データの消去、録音体(メモリー)の紛失などの事故が報告されている。

横浜地方裁判所では、2012年(平成24年)、証人尋問を録音したデータの紛失事故があったという(2012年(平成24年)3月20日東京新聞)。さいたま地方裁判所では、2012年(平成2

4年)に録音データに不足があったため反訳ができず、尋問をやり直したという。

v 録音反訳業者の実態、技能程度などが明らかでない

録音反訳業者の実態、技能程度、秘密保持の確保方法などが不確かである。業者の力量で品質が左右される。入札なので安くなり、そのために質が下がることがありうる。

vi 秘密保持の問題がある

民間の業者が録音の反訳を行うため、業者の雇用者等が訴訟当事者や証人のプライバシーを知ることになり、秘密が外部に漏れる危険が低くはないといえる。

vii 客観性が劣る

録音反訳や音声認識システムによる書記官作成の供述記録の場合は、裁判官による訂正命令が認められる。書記官は裁判官の訂正命令に異論があるときは意見の書き添えができるが、職務のうえで上下関係があり、意見の書き添えは事実上困難ともいわれている。

viii 書記官の負担がある

書記官は、録音反訳業者に反訳(文字起こし)を委託する際に、メモリーと一緒に、尋問で示した書類のコピーや、専門用語や固有名詞の表記の説明を書いたメモを渡す。また、書記官は、民間業者による反訳をチェックする仕事がある。書記官のこのような負担は、速記官による場合はない。

ウ 「自動音声認識システム」

I 実用化の目途が立っていない

2024年(令和6年)現在、自動音声認識システムは裁判において実用化されていない。現在の自動音声認識システムは日本語認識率が低く、実務上、供述等の記録として利用困難なものであり、とりわけ大阪弁などの方言が反訳できないといわれている。

最高裁判所は、裁判員裁判で使用してきた今の音声認識システムの運用は2024年(令和6年)10月31日で停止すると表明している。実用化の目途が立たなかったといえる。

II 利用する衆議院では速記者の速記も併用

衆議院は、裁判所とは別の音声認識システムを使っており、認識率は高いという。しかし、やじやコップの音などが入ると正確に記述できないため、速記官による速記も行われている。

参議院は、映像・音声をもとに別室でパソコンにタイピング入力をしているが、映像・音声では周囲の様子まではわからず、特に発言が錯綜する場面では、現場だと拾える音がガヤガヤとして拾えないこともあるという（産経新聞デジタル記事2024年1月9日）。

しかも、国会の場合は、多くが、話し慣れた国会議員らによる意欲をもってする明確、明朗な発言である。これに対し、裁判の場合は、早口で話す人、小声で話す人、言いよどむ人など多種多様な人物が登場し、発言の性質や音声の認識のしやすさなどが国会とはかなり異なると考えられる。

(3) 証言等の記録の方式検討にあたり考慮されるべき点

ア 望ましい記録の方式は何か重要

裁判における証言等の記録の重要性を踏まえ、裁判官、弁護士、検察官、当事者、被告人、国民らから見て望ましい記録の方式は何かを第一として検討する必要がある。

現状としては、速記官や法廷速記者によるリアルタイム速記が、裁判における証言、供述を記録する方法として最善のものとして評価されよう。各地の弁護士会や弁護士会連合会が、速記官の養成再開を要望してきた趣旨も、記録の方式としては速記官による速記が最適との見解によるものである。

リアルタイム速記の方法としては、アメリカ合衆国など諸外国の実情も調査して、民間で養成した速記者を裁判所が雇うといった方法の適否も検討する必要がある。

これからの証言等の記録のあり方を検討する際には、これまでの速記官の知識、技術、経験等を踏まえて行う必要がある。現役の裁判所の速記官は2023（令和5年）年4月時点で139人であり、今後毎年数十人ずつ退職し、数年後には速記官が不在になることもあり得る。速記官の経験や知見も踏まえた検証、検討が適切であり、リアルタイム速記等の証言等の記録のあり方について早急に検討すべきである。

イ 必要な予算の確保

供述等の記録のあり方の検討は、公正な裁判、適正な審理、正確な事実認定の確保のためのものである。各記録方式についての費用対効

果の検討は必要ではあるが、費用低廉を優先させて公正な裁判等のあり方、証言等の記録方式の最善の選択が劣後することがあってはならない。すなわち、裁判所の予算上の制約を理由に、証言等の記録のあり方の選択が制限を受けてはならない。

裁判における証言等の記録の作成は、人手や費用を必要とするものである。

最高裁判所は、2023年（令和5年）5月、裁判所が保存すべき重要な少年事件や民事事件の裁判記録を廃棄したことが各地の裁判所で発覚したことから、調査報告書を発表して謝罪した。早急な廃棄の理由の一つは、記録を保存する場所が狭く保存が難しくなったことであったという。しかしながら、裁判記録は国民の共有財産となり得るものである。そのような裁判記録を形成する過程として、裁判手続における証言等の記録のあり方に関しても、公正な裁判、適正な審理、正確な事実認定が優先し、予算的制約によって方式の選択が制限を受けることがないように訴訟手続が運営されるべきであり、予算措置が採られるべきである。

3 結論

上記に述べたとおり、裁判における証言・供述の記録は、公正な裁判、適正な審理、正確な事実認定を確保するために極めて重要である。

世界のかなりの国では、法廷に速記官あるいは法廷速記者を立ち合わせ、リアルタイムで証言等を記録しており、日本でも長年、逐語的記録の必要性が認められる場合には速記官による速記が行われてきた。

裁判における証言等をどのように記録するかについては、裁判官、弁護士、検察官、当事者、被告人、国民らから見て望ましい記録のあり方を第一に考える必要がある。

近時、記録の方法としては、録音反訳方式が頻用され、主流を占めている。他方で、10年以上前から自動音声認識システムの開発、実務での採用の可否が検討されてきていた。こうした記録方式が裁判の証言等の記録として適切、十分であるのか否か、裁判の特質からすれば、正確性、客観性、迅速性、一覧性、さらにはリアルタイム表示が可能なリアルタイム速記が最も適切ではないか等、今後の記録のあり方の方向性について、速記官が存在するうちに改めて検討する必要がある。

よって、当会は、最高裁判所及び法務省に対し、第1 意見の趣旨に
記載の1乃至4のとおり要請する。

以上